

判決年月日	平成 1 8 年 1 2 月 2 5 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 2 部
事 件 番 号	平成 1 8 年（行ケ）第 1 0 3 4 9 号		
○ 商標の指定役務である「美容」にはエステティックサロンの営業が含まれるとされた事例			

(関連条文) 商標法 6 条 2 項 , 商標法施行令 (平成 1 3 年政令第 2 6 5 号による改正前のもの)
別表

原告は、上に横書きで「A n g e」と記載し、下に横書きで「アンジュ」と記載した商標(以下「本件商標」という。)につき、平成13年政令第265号による改正前の商標法施行令別表第42類「美容、理容、入浴施設の提供、あん摩、マッサージ及び指圧」を指定役務として、設定登録(登録第4410960号)を受けた。これに対し、被告は、本件商標の指定役務中「美容、理容」につき、不使用による商標登録の取消し審判の請求をし、平成17年8月16日その旨の登録がされた。特許庁は、同請求を審理して、「登録第4410960号商標の指定役務中「美容、理容」については、その登録を取り消す。」との審決を行った。その理由は、被請求人たる原告は、本件審判請求の登録日前3年以内に本件商標を継続して日本国内で指定役務「美容、理容」について使用した十分な立証をせず、かつそれにつき正当な理由も認められないから、指定役務「美容、理容」についての本件商標登録は商標法50条により取り消すべきである、というものである。本件は、原告が同審決に対して提起した取消訴訟である。

本件の争点は、原告のエステティックサロンの営業が本件商標の指定役務である「美容」に当たるかどうかということである。

本判決は、次のとおり判示し、原告のエステティックサロンの営業が本件商標の指定役務である「美容」に当たると判断して、審決を取り消した。

「そこで、原告のエステティックサロンの営業が、本件商標の指定役務である「美容」に当たるかどうかについて判断する。

不使用取消審判の請求の対象となっている登録商標を現実に使用している役務が、当該登録商標の指定役務に該当するか否かは、単に、その名称・表示等の形式のみによって判断すべきではなく、当該役務の取引者及び需要者の判断を基準として実質的に判断すべきものと解される。

そして、美容師法によれば、「この法律で「美容」とは、パーマネントウエーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすることをいう。」(2条1項)と、「この法律で「美容所」とは、美容の業を行うために設けられた施設をいう。」(2条3項)とされ、また、特許庁商標課編・社団法人発明協会発行に係る「商品及び役務区分解説」(平成4年3月25日発行)中の「役務区分解説 第42類」の【注釈】には、「個人の需要に応ずる事業所が提供する個人的役務。当該役務には、社交上の付添い、美容院、理髪店、葬儀社又は火葬場の役務を含

む。」と、【解釈】には、「＜美容＞ パーマネントウェーブ，結髪，化粧等の方法により，容姿を美しくする役務である。」と記載されている（乙１）。

以上で述べたところからすると，本件商標の指定役務である「美容」は，容姿を美しくする役務であって，パーマネントウェーブ，結髪，化粧がその例として挙げられるが，それらに限られるものではなく，社会通念上，容姿を美しくするものとして，「美容」ということができるものであれば，広く含まれると解されるところ，…によると，原告が各店舗に行っているリンパドレナージュは，全身のマッサージであって，体調不良の解消や痩身のほか，吹き出物・肌荒れの防止をも目的としてされるものであること，原告は，各店舗において，リンパドレナージュのほかにも，顔の肌をきめ細かくつるつるにする施術，顔の肌のシミやソバカス，古い角質や汚れを除去する施術を行っていること，原告は，各店舗において，眉のメイクや立体まつげカールも行っていることが認められる。

そうすると，原告が各店舗において行っている施術には，顔の肌を美しくすることにより容姿を美しくする施術，眉のメイクやまつげのカールにより容姿を美しくする施術が含まれているから，本件商標の指定役務である「美容」の役務を提供しているものと認めるのが相当である。」